

「経営者保証に関するガイドライン」に係るご説明

糸魚川信用組合

中小企業・小規模事業者等（以下、「中小企業」といいます。）の経営者による個人保証（以下、「経営者保証」といいます。）には、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮地に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっていると言われており、企業の活力を阻害する面もあると言われております。経営者保証の契約時および履行時等において様々な課題が存在する事を踏まえ、これらの課題に係る方向性を具体化する事を目的として、日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」により「経営者保証に関するガイドライン」が策定され、平成 25 年 12 月 5 日付をもって公表されました。本ガイドラインは、中小企業の経営者保証に関する契約時及び履行時における中小企業、経営者および金融機関による対応についての、中小企業団体および金融機関団体共通の自主的自立的な準則です。

本ガイドラインの詳細につきましては、日本商工会議所（<http://www.jcci.or.jp/>）または全国銀行協会（<http://www.zenginkyo.or.jp/>）の各ホームページをご参照ください。

当組合では、経営者保証につきましては、このガイドラインを遵守して取扱う事としております。

【保証契約の必要性に関するご説明】

当組合は、経営者保証を求めることが止むを得ないと判断した場合や、中小企業における法人個人の一体性に一定の合理性や必要性があると認められる場合で、経営者と保証契約を締結する場合、以下の点について、丁寧かつ具体的に説明する事としております。

保証契約の必要性

法人個人の一体性の解消が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしているお取引先が資金調達を要請された場合において、以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性について、主たる債務者の意向を踏まえた上で検討いたします。

法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。

法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。

法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。

法人から適時適切に財務情報等が提供されている。

経営者等から十分な物的担保の提供がある。

そこで、お客様ごとにガイドラインに定められた事項等を総合的に勘案して、経営者保証の必要性を検討させて頂いております。

保証金額については、ガイドラインに定められた、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定させて頂いており、必ずしも融資額と同額とは致しません。

原則として、保証債務の履行請求時には、一律に保証金額全額に対して行うものでなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、請求の範囲を検討いたします。

経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性がありますので、ご相談により経営者保証の必要性を再度判断いたします。

事業承継が生じた場合、上記の「ないし」を総合的に勘案して、後継者との保証契約締結の必要性を検討させて頂いており、前経営者が負担する保証債務を、後継者が当然に引継ぐわけではありません。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、前経営者が引き続き実質的な経営支配権を有しているか、当該保証契約以外の手段による既存債権の保全状況、法人の資産・収益力による借入金返済能力を勘案して、保証契約の解除について適切に判断させていただきます。

以 上